



平成26年6月20日

## 国土交通省組織令の一部を改正する政令について

### 1. 背景

近年の国土交通行政を巡る諸課題に適切に対応するため、国土交通省の組織について所要の見直しを行う。

### 2. 概要

#### (1) 国土・土地管理及び国土・土地情報に関する政策

局横断的な国土・土地管理及び国土・土地情報に関する政策の効果的実施を図るため、当該政策に係る調整事務を政策統括官に一元化する。

#### (2) 都市分野における国際政策

都市分野における国際政策の効果的実施を図るため、都市局都市政策課が所掌している当該政策に係る事務を同局総務課に移管する。

※あわせて国土交通省組織規則を改正し、総務課に「国際室」を新設する予定。

#### (3) 住宅・建築物の省エネルギー化・低炭素化政策

住宅・建築物の省エネルギー化・低炭素化政策の効果的実施を図るため、当該政策に係る事務を住宅生産課に一元化する。

### 3. 今後のスケジュール

閣議：平成26年6月20日（金）

施行：平成26年7月 1日（火）

**【問い合わせ先】**

国土交通省大臣官房総務課 法規第二係長 山下

03-5253-8111 (内線21-467)